

資 料 提 供	
平成 2 4 年 1 2 月 6 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (小 牧)
電 話	0857-26-7043

平成 2 4 年 1 1 月定例県議会付議案 (第 1 次追加提案分)

議案第 3 2 号 平成 2 4 年度鳥取県一般会計補正予算

国の予備費に伴う事業等の追加及び緊急雇用・経済対策を行うための補正予算である。

(概 要)

歳入歳出予算の補正

【 予 算 額 】	補正前の額	3 3 9 , 9 4 5 , 3 1 6 千円
	補 正 額	2 , 7 2 1 , 7 9 0 千円
	補正後の額	3 4 2 , 6 6 7 , 1 0 6 千円

【補正額の財源内訳】	国庫支出金	2 , 2 7 3 , 4 5 2 千円
	繰 入 金	2 0 0 , 0 0 0 千円
	繰 越 金	1 , 3 3 8 千円
	県 債	2 4 7 , 0 0 0 千円

繰越明許費の補正

新規 2 件 変更 4 件

債務負担行為の補正

変更 1 件

議案第33号 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例の設定について

(水・大気環境課)

地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を守り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため必要な事項を定めるものである。

(概要)

平成24年9月定例県議会付議案第4号「とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例の設定について」を撤回し、改めて提案するもの。

(見直しのポイント)

- ・名称の変更：名称を「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」に変更する。
- ・前文の追加：前文を追加し、地下水が県民共有の貴重な財産であることを明記する。
- ・県の責務：地下水に係る研究活動を推進する責務を明記する。
- ・事業者の義務：地下水の採取量の測定に加えて、水位の測定をしなければならないこととする。
- ・県民の責務：節水をはじめとする地下水の適正な利用に努める責務を明記する。

(条例の概要)

揚水設備(吐出口の断面積が14平方センチメートルを超えるものに限る。)を用いて地下水を採取する者は、地下水の採取が周辺の地下水の水位に及ぼす影響に関する調査を実施するとともに、採取の60日前までに採取計画及び影響調査結果を知事に届け出なければならない。

の届出をして地下水を採取する者は、採取計画に従って地下水を採取するとともに、水量測定器を設置して地下水の採取量を測定し、毎年知事に報告しなければならない。

知事は、採取計画が地下水の水位の低下等により、地下水の持続的な利用に支障を生じさせると認めるときは、計画の変更を命ずることができる。

知事は、事業者が採取計画等に違反した場合において、地下水の持続的な利用に支障が生じると認めるときは、地下水の採取の停止その他必要な措置を命ずることができる。

知事は、地下水の枯渇や塩水化等のおそれがあると認められる場合は重点保全地域を指定することができる。事業者は重点保全地域ごとに設けられた採取基準を遵守しなければならない。

事業者相互の連携・協調のため、鳥取県持続可能な地下水利用協議会を設置し、地下水の調査(水位、水質等)水源涵養に関する事業、事業者間の調整等を行うものとする。

罰則

アの届出のない地下水の採取、の命令違反等の場合は30万円以下の罰金に処する。

イの届出について虚偽の届出をした場合等は10万円以下の罰金に処する。

適用除外

ア水道事業者等については、～及びは適用しない。

イ智頭町、大山町、日南町、日野町及び江府町の区域において行う地下水の採取については、～及びは適用しない。

井戸により地下水を採取しようとする者であって、条例施行の際現に地下水を採取しているものは、条例施行の日から60日以内に採取計画を届け出なければならない。

[平成25年4月1日施行]

議案第34号 鳥取県教育委員会委員の任命について（人事企画課）

鳥取県教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

氏名：松^{まつ}本^{もと}美^み恵^え子^こ

議案第35号 鳥取県収用委員会予備委員の任命について（人事企画課）

鳥取県収用委員会予備委員に任命することについて、議会の同意を求める。

氏名：山^{やま}元^{もと}悦^{えつ}子^こ